

新 会 長 挨 拶

濱
野
吉
生

第6回日本スポーツ法学会総会
で、伊藤堯会長の後をうけて、第
三代会長に選出され、責任の重大
性を痛感しております。

ふりかえってみると、一九九
二年12月に霞ヶ関ビル内の東海大
学校友会館に有志が集い、日本ス
ポーツ法学会の設立が決定され、
千葉正士初代会長のすぐれたりー
ダーシップのもとで、本学会は順
調に活動を開始いたしました。こ
の間に、固有法・事故問題・実定

法の三部会を設置し、大会の他に
研究会の開催、会報・年報の発行
など、学会活動の基礎が築かれた
といってよいと思います。

次の伊藤堯会長のもとで、96年
に日本学術会議団体登録が認めら
れ、翌年には、日本オリンピック
委員会からの依頼により、佐藤千
春会員がドーピング協議会に参加、
7月には、金沢で「スポーツ事故
の防止と医療を考える」をテーマ
として、日本臨床スポーツ医学会



第13号

発行人 濱野吉生

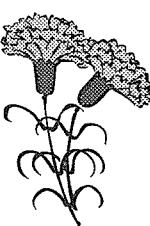
編集人 菅原哲朗

日本スポーツ法学会事務局
〒186-0004 東京都国立市中一十九一八
第七ビル五F

総合スポーツ研究所内
電話 ○四一-五八〇-一三五一
FAX ○四一-五八〇-一六二七五

頃にはうまく働くと考えていたも
のが、かららずも有効に機能し
ないといった事態も生じております。
そうしたことから、本年度の
理事会では、従来の三部会制にか
えて、例えば世界のスポーツ実定
法・ドーピング・事故判例などに
関する研究専門委員会の設置を検
討することにいたしました。その
他にも、本学会の組織体制の確立
とそのための規約の制定、学会と
活動の成果である「スポーツ基本
法要綱案」が発表され、そこでは
「すべて国民は、ひとしくスポーツ
に関する権利を有し、生涯にわた
つて実際生活に則し、スポーツに
参加する自発的な機会が保障され
なければならない」として、国民
のスポーツ権の存在を確認するに
至っております。この間に、本学
会の社会的認知が一層進み、活発
な活動が進められてきたといつて
よいのではないでしょうか。

両会長の業績はまことに顕著な
ものがあると思いますが、この6
年の間に、研究体制など、初期の
頃にはうまく働くと考えていたも
のが、かららずも有効に機能し
ないといった事態も生じております。
そうしたことから、本年度の
理事会では、従来の三部会制にか
えて、例えば世界のスポーツ実定
法・ドーピング・事故判例などに
関する研究専門委員会の設置を検
討することにいたしました。その
他にも、本学会の組織体制の確立
とそのための規約の制定、学会と
活動の成果である「スポーツ基本
法要綱案」が発表され、そこでは
「すべて国民は、ひとしくスポーツ
に関する権利を有し、生涯にわた
つて実際生活に則し、スポーツに
参加する自発的な機会が保障され
なければならない」として、国民
のスポーツ権の存在を確認するに
至っております。この間に、本学
会の社会的認知が一層進み、活発
な活動が進められてきたといつて
よいのではないでしょうか。



用・必要な情報を提供しあう方法
と場などについて、改めて検討し
ていきたいと考えております。
微力ではありますが、全力をあ
げて、本学会の発展のために努力
する所存であります。会員の皆様
のご協力とご支援を切にお願いす
る次第であります。

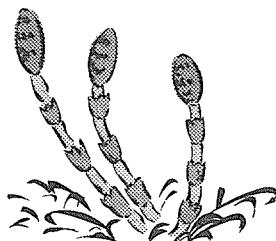
スポーツ法学会

第一代会長の任を終えて

伊 藤 堯

初代、千葉会長の後を受け
て二代目会長を引受け、また
たく間に三年間。理事、役員
をはじめ、会員の皆様のご支
援を受けて、無事任期を終え
ることができました。

この間一九九六年には日本
学術会議の団体登録が認めら
れ、スポーツ法学会が創立三
年にして学術団体として社会
的に認知されたことは、大変
な慶びがありました。又、法学
部、体育学部でスポーツ法
学の講座を開設する大学が相
次ぎ、事務的にも法曹界から
認知され、現在会員の内45名
が弁護士であることもスポー
ツ法学の社会的必要性が評価
されている証左であります。



第六回大会は、一九九八年十一月十九日（土）、早稲田大学国際会議場において開催された。
全提供義務に関する一考察

全体テーマは「スポーツにおける違法性阻却」である。

(2) 自由研究発表第二部会
「オーストラリアにおけるスポーツ行政の変遷」

第一・大 会

一 自由研究発表は、第一部会と第二部会の2会場に分かれ、それぞれ発表と討議が行なわれた。司会は第一部会を諏訪信夫

会員（筑波大学）、第二部会を佐藤千春会員（朝日大学）が担当した。

第二・総 会

総会は、野間口英敏会員（東海大学）の司会で行われた。伊藤堯会長（平成大学）の挨拶の後、小笠原正事務局長（東亜大）から今年度の活動報告及び

1. 中田誠（富士ゼロックス）
…スクーバダイビング業界の現状について。

2. 吉田勝光（中京大学体育研究所）…高校野球活動での打撃練習中の事故防止に関する一考

99年度の事業計画案並びに99年から本年は人事の改選の時期に

日本スポーツ法学会

第六回大会盛大に開催される

あたり、任期満了による会長退任の申し出と新役員選出を從前の慣例に従い選出したい旨提案があり、全会一致で承認された。

新役員は会長濱野吉生会員、副会長小笠原正会員、事務局長菅原哲朗会員が総会で選任された。また、元会長千葉正士会員を名譽理事とする旨の提案も採択された。濱野新会長から就任の挨拶と現在会員数が発足以来6年間で210名となつた事が報告された。

(一) 基調講演：司会入澤充会員（東京女子体育大学）

1. 「スポーツと刑事責任—違法性阻却を中心に」前田雅英（東京都立大学）

(1) 故意犯は少なく、過失責任である。刑事案件となるのは登山と水泳が多い。多くの人間が死亡しているので、刑事案件の問題となる。生命身体に対する犯罪類型となる。

違法とは、悪いことである。

何が悪いのか？結果無価値・行

為無価値説、主觀主義と客觀主義の論争がある。ルールを破った時の心理状態。犯罪を構成要件から、次に違法性、有責を考える。この点が刑法は厳格である。

ボクシングは暴行か傷害か。医療行為とスポーツ行為はパラレルである。常識的に観客は犯罪と思つていらない。

ベーリング流的な犯罪でなく、違法性の類型が構成要件と考えるのが多数説・判例の主流である。

(3) 過失：許された危険の法理

とスポーツ。きっちとルールを守れば、同意があるので許され

る。傷害は同意があれば無罪。

殺人は同意殺の犯罪になる。過失死亡は同意が予想の範囲内認められない。やはり、正当防衛だけである。結果が「死ぬ」と事情は変わる。余りにも酷いルール違反があるときは構成要件該当となる。実務家の構成要件該当なし、との判断の根拠には「被害者の同意」が最大の理由である。

問題は、過失で死亡した場合で

ある。

(2) 正當行為（刑法35条）法令

または業務による行為は罰しな

い。

より優越的な大きな利益を守るために許される。御柱では死亡事故がおこるが、慣習の国

民的意思が許している。スporte

ツは「業務行為」である。正し

く行われた継続・反復された行

為が「業務」。

(3) 過失：許された危険の法理

とスポーツ。きっちとルールを

守れば、同意があるので許され

る。傷害は同意があれば無罪。

殺人は同意殺の犯罪になる。過

失死亡は同意が予想の範囲内な

められない。やはり、正当防衛だけである。結果が「死ぬ」と

事情は変わる。余りにも酷いル

ール違反があるときは構成要件

該当となる。実務家の構成要件

該当なし、との判断の根拠には

「被害者の同意」が最大の理由

である。

問題は、過失で死亡した場合で

ある。

(1) 違法性阻却は過失相殺の要件となつてゐる。安全配慮義務

は債務不履行か、不法行為の論

争がある。実務家の直観では訴

訟の請求権競合について不法行

為構成と契約構成の意義は薄れ

いる。裁判官は過失さがしをして

いるわけではない。紛争処理は

裁判所だけではない。事故補償

の相互救済システムはニュージ

ーランドで施行されている。A

D R（代替的紛争解決）は第三

者が仲裁する弁護士会の仲裁セ

ンターがある。早く3回で解決

する。裁判は職業裁判官なので

スポーツについて知らない。判

決と同じく先例集も出版してい

る。

国際ルールはスポーツでは當

たり前となつた。しかし、マネ

ーが、事故防止につながらな

い。登山事故は、一回かぎりの

条件もあるが被害者遺族の場合

は、不法行為と考える。調停で

は当事者が制裁を求めている。

スポーツの自己決定権の自己発

現である。

一ゲームの世界はスポーツ事故と異なる。各国固有法が重要である。グローバルな紛争処理の法文化と相剋と融合がある。

第三・シンポジウム

シンポジウムは、大会のテーマである「スポーツにおける違法性阻却」を中心として、坂本重雄会員（専修大学）、宮内孝知会員（早稲田大学）の司会によって行われた。

提言者

「スポーツにおける違法性阻却」

井上洋一（奈良女子大学）

「スポーツ事故と違法性阻却」

山田二郎（東海大学）

「スポーツにおける健康診断書・

誓約書の現状と課題——ランニングとトライアスロンに関して——」

山西哲郎（群馬大学）

山田：危険引受けより「危険の同意」と呼ぶほうが相応しい。明示の承諾書をとつていなくて

も、危険の同意を被害者の默示の承諾が擬制されている。自由

な意思と社会的合理性があれば制限つきで判例は認める。過失相殺の問題と考えられている。被害者の同意は、民事では必要ない。承諾の限界が問題となる。競技スポーツやマラソン大会での同意書は有効といえる。スキーや用具は、P.L法もあり、免責約款は無効といえる。交通事故で確立されている信頼の原則（相手方を信頼して行動すればよい）も適用されるべき。スポーツ事故もルールに従つていれば、故意でなければ違法性は阻却される。挑発行為は過失相殺であろう。スポーツの「マニュアル」はルールと同視すべきである。そして、ルールの違反の有無で過失を判断すべきである。

（討論）

三浦：学校教育は法的に立法的な承諾がある。ルール遵守によ

り違法性が阻却されているのは、被害者の承諾が背後にあるのではないか。

山西：刑事の分野では被害者の承諾が決定的でも、民事の分野は、五要件は別個ではなく実際の事件では重なっている。被害者の承諾はオールマイティー、

大衆ランナーがプロと並んで走れるスポーツ特性がある。トライアスロンはハワイで海兵隊が考えだした。危険性は道路、海などスポーツ環境が左右する。参加者が市民レベルの中高年が多く、その問題点がある。文書は単なる警告的、締めつけ的な存在になつてている。

誓約書はアメリカ・オーストラリアでは詳細な請求権の放棄を求める。健康診断がセットになつてている。

前田：正当行為35条と同意は一体となるのではなく。刑事で故意犯を考えれば、不可罰となり、過失犯ではルール違反は重要であろう。注意義務について過失のスポーツ事故を考える。マラソンはイメージがなかつた。山田：挑発行為があつてもルール違反があれば違法阻却と言えない。ルールを守つていれば限りなく故意に近くても正当行為になる。

小谷：ルール違反は、高度のテクニックとしてスポーツがなりたつてている。

伊藤：ルール違反はマナーの問題であろう。

山田：判断規範、行為違反としてのフェアープレーの精神が必要。

（菅原哲朗 記）

- (2) 再任 小林真理・齊藤健
司・鈴木モモ子・野間口英敏・
入沢充・望月浩一郎・中村祐司
(年報編集委員長兼務)・千田志
郎、その他女性事務局のバイト
で応援を依頼する。
- 4 臨床スポーツ医学会との共同
研究
- (1) 研究の終了を12月18日の大
会で事業報告を事務局長がす
る。
- (2) 依頼原稿で小笠原正副会長
が論文を書く方向で閉めたい。
- 5 年報第6号準備の経過
- (1) 依頼原稿・小笠原正・佐藤
千春
- (2) 書評・中村祐司・高橋雅夫
- 6 会報の発行
- 年2回 4月と9月発行予定
編集作業は事務局長を中心に、
千田が事務局に指示し、作成發
送する。
- 7 次回の理事会の予定につい
て
- (1) 日時・一九九九(平成11)

年6月5日午後2時から4時ま
で

(2) 場所・早大人間総合研究所
センターフラボ

8 会計処理について

(1) 新会員の獲得・寄付金を募る
等財政基盤を充実させる方向で
検討する。法人の賛助会員、年
報の購読会員などを創設するこ
とを検討する。継続討議

(2) I S D N電話の代金11万円
を補正予算として予備費から支
出することを承認

9 インターネット・ホームペ
ージの件

学会のHPを作成する準備委
員会を事務局に設置する。

年報バックナンバー

第一号 一九九四年

第二号 一九九五年

スポーツにおける当事者関係
争と事故

第三号 一九九六年

スポーツにおける契約の諸問題

第四号 一九九七年

スポーツの権利性と文化性

第五号 一九九八年

のホームページを開設すること
になりました。

多くの会員のボランティアで
事故問題

知恵を集めます。インターネット
トHP準備委員会を希望される方
で

は事務局長までEメールまたは
FAXにてその旨お申し込み下
さい。

MAIL TO : rp3t-sgwr@asahi-net.
or.jp

FAX : 03-5992-4432
sugawara tetsuro 菅原 哲朗

新事務所
〒186-0004 国立市中1-9-8
第7叶ビル5階
TEL : 042-580-6275
FAX : 042-580-6275
お問い合わせ

